◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入物品及び数量　東京入国管理局庁舎で使用するガス　使用予定数量366,000立法メートル
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　供給期間　平成29年４月１日から平成30年３月31日
⑸　供給場所　東京都港区港南５―５―30　東京入国管理局
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」においてＡ又はＢの等級に格付けされた資格を有する者であること。
⑷　ガス事業法第３条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の７の２第１項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の９第１項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。
⑸　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
　〒108―8255 東京都港区港南５―５―30 東京入国管理局用度課　藤森　電話03―5796―7104
⑵　入札説明書の交付方法　上記⑴の場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成29年２月14日15時00分（郵送による場合は、平成29年２月13日17時00分必着）
⑷　開札の日時及び場所　平成29年２月14日15時00分　東京都港区港南５―５―30　東京入国管理局12階入札会場
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した証明書等を指定期日までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入することができると支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　電子調達システムの利用　本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。
⑼　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Katsuaki Ito, Obligating Officer, Director-General of Tokyo Regional Immigration Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : About 366,000 cubic meters Gas supply for Tokyo Regional Immigration Bureau
⑷　Delivery period : From 1 April 2017 through 31 March 2018
⑸　Delivery place : Tokyo Regional Immigration Bureau, 5―5―30 Kounan Minato-ku Tokyo
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or Persons under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A or B in "Manufacture of product or sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years 2016, 2017 and 2018. ④Have got the Permission as generl gas utilities based on the Gas Utility Industry Law, or who is performing the notification as an gas lead pipe entrepreneur based on the Law, or those who is performing the notification as large quantity gas utilities based on the Law. ⑤Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Time-limit for tender : 15 : 00　14 February 2017 (By mail 17 : 00　13 February 2017)
⑻　Contact point for the notice : Fujimori, Tokyo Regional Immigration Bureau, 5―5―30 Kounan Minato-ku Tokyo. TEL 03―5796―7104

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年12月20日
支出負担行為担当官
大阪入国管理局長　福山　　宏
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　27
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び予定数量
　大阪入国管理局庁舎及び茨木法務総合庁舎で使用する電気（区分１、区分２）
（区分１）
契約電力350kW
年間使用予定電力量1,100,000kWh
（区分２）
契約電力350kW
年間使用予定電力量2,600,000kWh
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書等による。
⑷　使用期間　平成29年４月１日から平成30年３月31日
⑸　需要場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当局が提示する契約電力及び使用予定電力量を各月ごとに計算した総価（各月ごとの計算の結果によって生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。）を記載すること。
　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。